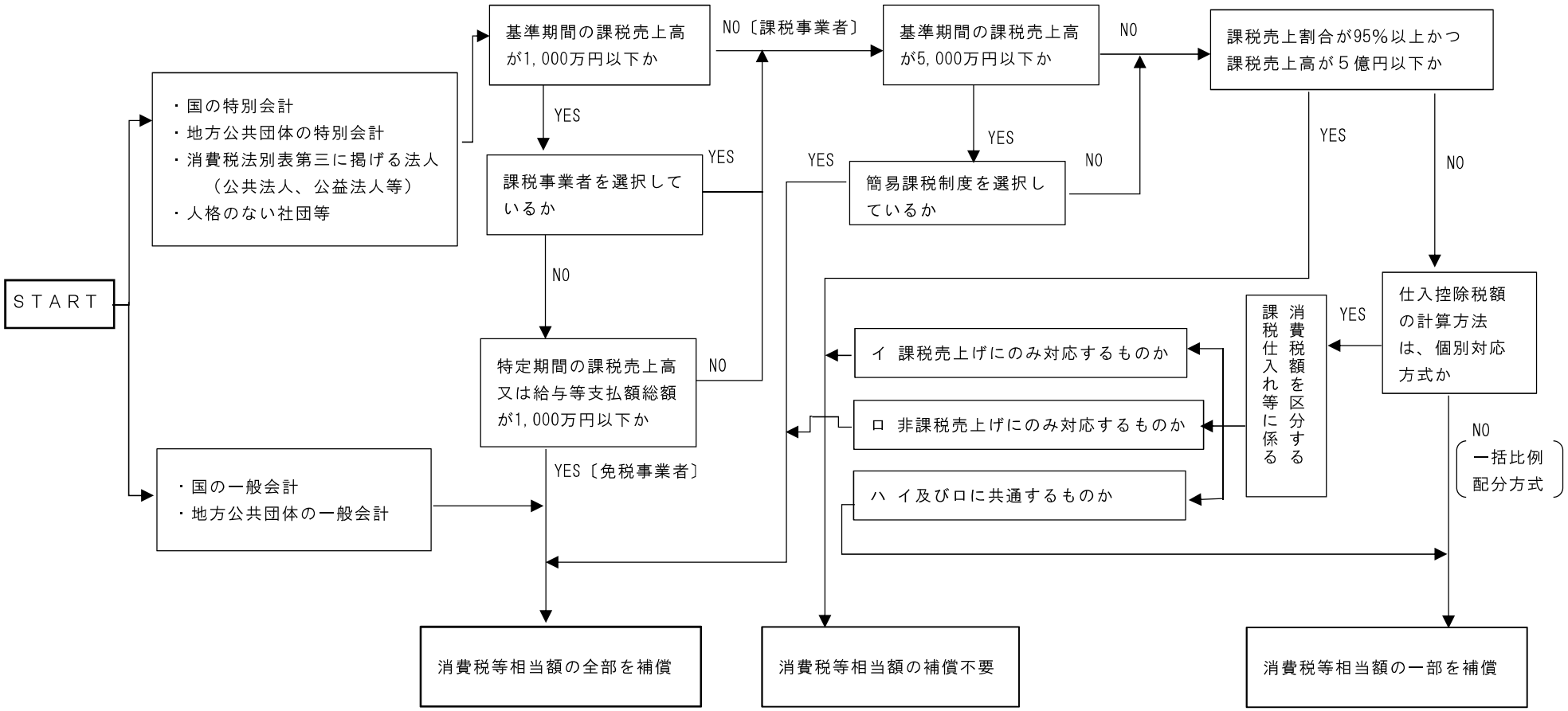
表－３

消費税等相当額補償の要否判定フロー
（国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合）



注　１　消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
２　上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
３　国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が５％を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合は、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番横とする。